

総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会
《福島区》

■日 時：平成29年1月23日(月) 18:29～20:31

■場 所：福島区民センター

(司会)

定刻になりましたので、ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長です。

松井大阪府知事です。

坂本福島区長です。

続きまして、事務局をご紹介します。

手向副首都推進局長です。

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の水守です。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局住民対話担当課長の水野と申します。よろしくお願いいたします。

後ほど吉村市長よりご挨拶と説明がございますが、まずは開催に当たりまして副首都推進局長の手向より本説明会の開催趣旨を申し上げます。

(手向副首都推進局長)

副首都推進局長の手向でございます。きょうはよろしくお願いいたします。

きょうは夜間の開催、それに加えまして外は大変寒い中ですが、総合区と特別区に関する意見募集・説明会を開催したところこのようにお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

後ほど吉村市長から前のスライドを用いて、今この説明会を行うに至った背景でありますとか、大阪市の今の改革の必要性であるといったことにつきまして説明がございます。私からは説明会の開催趣旨を簡単に説明させていただきたいと思っております。

今、大阪府と大阪市では、一緒になってでございますが、副首都大阪をつくっていこうということの取り組みを進めております。その際、そこにふさわしい行政機構というのがどのような形のものが市民の皆様にとって、そして大阪の発展にとってふさわしいかということを検討してまいりますために、大阪府と大阪市で昨年4月に共同の組織として私も副首都推進局という組織が設置されました。そこでこの大都市制度についても検討を進めているところでございます。この検討をより進めてまいりますために、市民の皆様から直接にご意見をお伺いしまして、総合区制度と特別区制度について具体的に制度づくりを行っていきたいということでこの説明会を開催させてもらっております。

この説明会は大阪市が行政として開催しているものでございまして、今の時点で総合区と特別区の制度の優劣をつけたり、どちらかの制度を選択してくださいというものではございません。また、開催目的に照らしまして、この会の目的にそぐわないご発言ですとか

政治的な主張といったことについては、この場ではふさわしくございませんので、そういったご発言のほうはご遠慮いただけたらというふうに思っております。

制度の説明ですので難しい行政用語も出てまいります、できるだけ丁寧に説明を進めてまいりたいと思いますので、きょうはどうぞよろしく願いいたします。

(司会)

続きまして、坂本福島区長よりご挨拶申し上げます。

(坂本福島区長)

改めまして、皆さん、こんばんは。ただいまご紹介を賜りました福島区長の坂本でございます。日ごろより市政区政の各般にわたりまして格別のご理解とご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。また本日は寒い中、総合区・特別区に関する意見募集・説明会にお越しいただきまことにありがとうございます。知事、市長におかれましても福島区までありがとうございます。

先ほどの挨拶にもありましたように、本説明会のテーマである総合区制度、特別区制度については、今後の区のあり方に関する非常に重要なテーマでもあり、区民の皆様への住民サービスにも関係する大切な事柄でございます。これまでの区政運営について、福島区役所ではニア・イズ・ベターの観点から、皆様のお力添えをいただきながら、区政運営を初めとするさまざまな場面で皆様からいただきました意見をできる限り実現するように努めてまいりました。あわせまして、区民の皆様から住んでよかった福島区、住み続けたい福島区と思っただけますように、区長といたしましていただいた裁量予算等を適切に活用いたしまして、いろんな施策でありますとか事業の展開を行っております。一例ではございますけれども、福島区の特徴ある取り組みの中で直近の事業をご紹介させていただきますと、水辺活性化事業として安治川沿いに都心で初めての海の駅の3月オープンに向けまして準備を進めておりまして、今後さらなる区のにぎわい創出ができるものと思っております。また、福島区ではマンション建設が相次ぎ、人口が増加し、児童数も増加する中で、学校の教室不足に対応するなど区の教育次長としても主体的に教育現場の充実に取り組んでいるところでございます。今後も区民の皆様のニーズや課題に的確に対応しますとともに、安全安心にかかわる取り組み、また、まちの活性化や発展につながるような取り組みなど着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

本日は私も皆様のさまざまな意見を拝聴させていただくべくこの場に出席しております。説明の中でわからない部分についてはご遠慮なくご質問いただき、また皆様から忌憚のない率直な意見を賜ればというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私から簡単にご説明させていただきます。

まず、吉村市長より大都市制度改革の必要性についてご説明し、引き続きお手元の資料に沿いまして事務局よりご説明いたします。ここまでで約1時間程度を見込んでおります。その後、皆様より説明内容に対するご意見やご質問をお受けいたします。

なお、お手元に意見用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見を記入していただきますようお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

吉村市長、お願いいたします。

(吉村大阪市長)

皆さん、改めましてこんばんは。市長の吉村でございます。

きょうは1月の本当にお忙しい、しかも夜の寒い中、お時間を割いてこの説明会に参加いただきましてありがとうございます。まず感謝申し上げます。

きょうの説明会なんですけど、制度の説明ですので若干わかりにくいところがあるかと思いますが、できるだけわかりやすくご説明したいと思います。例えば政策であればわかりやすいんですね。待機児童どうするのとか、先ほど区長もありましたけど福島の水辺の活性化どうしましょうとか。具体的な話、政策はわかりやすいんですけども、ちょっとこの制度になったらちょっとわかりにくいところがあるかもしれませんが、ただここはすごく大事なことだと思ってます。要は政策を実行していく上でその支えになってる、実行するのはまさに役所の仕組みによって、制度によって実行されてますから、そういった今後の大阪の将来のためにどういった仕組み、制度の中でやっていくのが一番いいんだろうかということをご検討いただけたらありがたいなと思います。そもそも何でこんな制度の改革する必要あるの、今のままでええんちゃうの、何もさわらなくていいんじゃないのというふうに思われる方もいらっしゃると思いますので、何が課題なのか、何で制度改革が必要なのかというのを私のほうからスライドを使ってお話をさせていただきたいと思います。具体的な制度の中身については後ほど職員から詳しく説明させていただきます。

少し振り返っていただきたいと思います。一昨年5月17日、住民投票のときの話であります。このときは皆さんもご記憶にあるかと思うんですが、大阪市を5つの特別区に再編していきましよう。その住民投票をしたわけなんです。それは何でしたのというと、大きくはこの2つ。1つは住民自治を拡充していきましよう。つまり住民の皆さんの身近なところで区長をつくって、そして決定して実行していける、医療とか教育とか福祉とか本来身近なところでやるべき住民サービスについては身近なところで決定して実行できるような、そんな仕組みをつくっていきましようよというのが1つの大きな目的でした。そしてもう一つが大阪市と大阪府の二重行政の解消です。今大阪市もそうですし大阪府もそうですが、大阪の全体の成長戦略、広域戦略というのは僕もやり、知事もやってる。今まさにそれぞれ大阪市、大阪府二重でやってるんですが、それをこれからの将来を考えたときにきちっと役割分担して一本化していきましよう、一元化して強力に推進していきましようというのが2つ目の目的でした。これを実行するために住民投票を一昨年やったわけがあります。結果、皆さんもご承知です。賛成が69万票。その制度に基づいてやろうと賛成票を投じてくれた方が69万票。いや、それはもうやめましようという方が70万票。1万票の差で、ポイントにすると0.8ポイント差ですけども、反対が多数となりまして、5つの特別区に再編する案というのは否決になりました。ただ、そんな中でも大阪の課題というのはまだまだ解決されてませんねということで、一昨年の11月、市長選挙、知事選挙が

ありました。その中で私も訴えましたけれども、特別区について修正する案、バージョンアップの案をつくらせてくださいと皆さんにお訴えをして市長選挙に当選させていただきました。知事も同様であります。そんな中で、さらなる具体的な取り組みが必要ではないかということで今議論を進めてるところであります。

大阪、どんな問題があるの、何が問題なのということなんですが、まず1つは東京一極集中が完全に進んでいってる。一方で大阪が低迷してる。果たしてそれでいいんですかということ。そしてもう一つは人口減少で超高齢化社会が進んでいってる。この中で大阪が低迷してる。こういった状況の中で大阪の制度、仕組みというのはどうあるべきなのかということです。まさに大阪は、東に東京がありますが、西に大阪があると。東西二極の一極を担うような、そんな副首都と呼ばれるような大阪を目指していくべきじゃないんですかというふうに考えています。具体的にどういうことかといえば、大都市として再生を図って日本の成長を牽引していく役割が大阪にはあるだろうと。そのためには必要な都市機能を強化していかなくちゃいけない。今大阪市、大阪府別々にやってますけれども、そういった二重行政も解消して成長する大阪、そういったものをつくっていかなくちゃいけないんじゃないかというのが1つの問題意識です。そしてもう一つ、これは人口減少化が進んでいきます。その中で高齢化も進んでいく。財源というのは天からお金が降ってきませんから、当然限られた財源になってくる。じゃ、その限られた財源の中で市民の皆さんに一番最適な住民サービスを実行していくためにはどうあるべきなのか、住民自治をどうすれば拡充できるのか。この2つの大きな課題が大阪にはあると思っています。

人口の動向についてです。この線はどういうふうに人口動向があるのかというものを示したものであります。この下は1965年から2040年ですからかなり長いスパンで見たときにどういった人口動向になりますかというのがこのグラフです。これが現在の位置です。この青が東京です。東京はこのように上がっていってます。減りますけどそんなに激しくない。緑が愛知県です。こういうふうに上がって行って、減りますけどそんなに急ではない。大阪の場合はぐいって上がってます。高いところで推移してますのでここで高齢化が進むわけですが、さらに人口が減少している。人口減少の度合いがきついカーブになってるということですね。これは市町村、政令市で見ればより一層状況が明確になってまして、青が横浜市です。こういうふうにぐいって上がっていってる。緑が名古屋市。大阪市についてはこういった形で人口多かったですけれども、下がっていってる。右肩下がりのような状況になってるということ。まさに大阪市においては高齢化が進み、人口減少が今後さらに一層進んでいく、そんな状況が見込まれるというのが現状です。

それからこれは経済の規模についてです。全国に占める経済規模はどうですかということころです。東京はほぼ横ばいで18%ぐらい。神奈川、愛知もほぼ横ばいです。大阪府においては一時期10%ぐらい、1960年、70年代はそれぐらいでしたが、だんだん右肩に下がっていったというのが大阪府。如実なのが大阪市という単位で見たときにより如実になってます。名古屋市と横浜市はほぼ横ばいですが、大阪市については5.6%から3.7%まで右肩に経済の全国に占めるシェアというのは下がってきてるという状況です。これも長い単位で見たグラフです。

じゃ、資本金1億円以上の大きな企業というのはどうなってますかということ。これは皆さんも肌で感じられてるかもしれませんが、数字に直すとどうかということころです。

東京都、神奈川県、これは増えていってます。一方で大阪府、マイナス259ということで大企業が流出しています。大阪市の単位で見るとどうかというと、これは東京23区、横浜市です。いずれも600件、100件と増えてますが、名古屋も少し減ってます。大阪市内においてはマイナス230。こっちがマイナス259ですから、ほぼほぼ大阪市内にある大企業が東京へ流出するか、あるいは海外へ流出するか、あるいは消滅するかというような状況になっているということです。

これは事業所がいかに集積してますか、どこに集積してますかというのを地図であらわしたものです。青いところが濃ければ濃いほど事業所が集積してるということです。例えば大阪府を見ますと南のほう、山間です。北のほうの山間です。そういったところは白ですから事業所がないわけです。大阪市の中心部から外に向けて事業所の集積がある。これはどういうことをあらわしてるかというと、確かにかつて大阪の成長というのは大阪市域を中心に大阪の経済というのは発展してきました。大正から昭和にかけて大阪市域中心にこの大阪というのは発展してきました。横浜とかほかのエリアでは見られない現象ですけども、大阪市中心に発展してきている。そしてそれが今や大阪市域の外にどんどん広がってきている。大阪府全域に広がってきているというのが今の状況です。そんな中、大阪市域のことについては大阪市長が大きな経済成長の戦略をやり、そして大阪市域外については大阪府知事がやり、まさに狭いエリアで大阪市と大阪府がそれぞれ広域行政を担当してきたのが今までの大阪市と大阪府の関係でした。今でもそういう関係です。果たしてこれが大阪の全体の成長にとってふさわしいあり方なんですかという問題意識です。ちなみに都道府県で見ると皆さん大阪府は大きいなと思われるかもしれませんが、実は非常に小さい都道府県です、大阪府というのは。全国47都道府県ある中で下から2番目に小さいのが大阪府。大阪市も、ここに書いてあるんですけど全国で20政令市というのがあります。政令市というのはいわゆる大都市と言われるところなんですけど、その20ある政令市の中で下から4番目に小さいのが大阪市です。つまり大阪市も大阪府も非常に広域的な行政をする上では非常に狭い小さなエリアで2つが重なって、今まで二重の形で全体の経済の成長戦略をそれぞれが担っていたというのが今の現状です。

じゃ、その大阪市と大阪府、二重行政みたいになってますよ、狭いエリアでそれぞれやっていますけどそれでいいんですかと言われれば、そうじゃないというのが今の私と松井知事の考え方であり、前の橋下市長、そして松井知事の考え方です。そのためにどうしてるの、何もしてないのと言われれば、大阪の成長というのは大阪市、大阪府、それまでは府市合わせ（不幸せ）と言われてました。府と市を合わせて不幸せなんて揶揄されてきました。これは歴史的な事実です。でもそんな府市合わせ（不幸せ）と言われてるようなのじゃだめだよねということで、今大阪の全体の成長については大阪府と大阪市が一体になって計画を立てて実行していってます。例えば大阪の成長戦略なんかについてもそうです。これは改訂となっておりますが、平成24年につくってます。グランドデザイン・大阪。大阪のまちづくりについてはどうあるべきなのか。それから大阪の観光戦略。これについてもこれまで大阪市と大阪府別々でしたけれども、大阪市、大阪府、それぞれやっぱり一体でやっていないと意味がないということで、今大阪市、大阪府が共同で大阪観光局というのをつくって、大阪市域にとどまらず大阪の観光の魅力発信というのは共同の観光局が外に向けていろんなことをやっているといるいろんな事業を進めてるということです。大阪は今外国人

の観光客の方が非常に増えてます。日本で伸び率が一番増えてるのが大阪です。先日のアメリカのニューヨークタイムズでも世界で今年行くべき52の場所に大阪が選ばれてる。まさに大阪というのは今の観光戦略について大阪市、大阪府ばらばらにやるんじゃなくて一緒の戦略で世界に向けても発信してます。それから災害対策も非常に重要です。災害対策、例えば南海トラフが起きたときの津波対策ですが、これも例えば大和川を隔てて津波の種類は変わりませんので、そうであるならば大規模な災害に向けての対策については大阪市、大阪府一緒になって、例えば防潮堤とか耐震対策とかそういうような計画をつくってやっていきたいと思いますというのを今進めていってます。それ以外にも都市魅力とか文化振興、さまざまな面で府市一体で広域で成長していこうというのは今知事と私とで共通して取り組んでいます。

これは大阪の高速道路、一例として見てください。例えばの一例です。高速道路についてどうなのかというと、成長する都市、これは東京に限らずですが、経済都市は環状線というのが非常にたくさんある。環状線が充実してるのが成長する都市の高速道路のあり方です。これはもう紛れもない事実でして、例えば外から物流で海から入ってきたものが外に抜けていくときに、環状線がなければ全部都心部に一回集まってくるということになりますから、大渋滞を引き起こしますし、経済の効率性が下がりますので、例えばこっちの大動脈、西から来た物流も抜けていくときに常にここを抜けなきゃいけないとなれば都市機能が麻痺しますから、大体環状線というのが成長するまちというのはつくられてます。じゃ、大阪も日本で第二の経済都市ですからよっぽど環状線というのは充実してるんでしょうねと言われれば、実はそういう戦略というのはこれまでは大阪市も大阪府も十分にやってこれてませんでした。といいますのも、例えば今あるのは阪神高速の環状線ありますね。よく皆さんラジオやテレビで阿波座中心に何キロ渋滞と毎日のように流れてますが、それは今環状線というのはど真ん中にちょこっとあるだけなんです。ですので例えば物流が外から入ってきたときに全部都心部に流入してきて、そしてこっちに流入する必要がないものも入ってきてる。それで大阪の経済活動が阻害されてるというような状況です。ですので、本来であれば外の再生環状道路という環状線というのが整備されるべきなんです。これについてなかなか進んできませんでした。ようやく僕と松井知事との間でつい先日決まりましたが、特に淀川左岸線延伸部というところです。左岸線の延伸部は今までミッシングリンクと言われて手つかずの状態でした。ここがすぽっと抜けてたんですね。ここがつながれば全部の環状線ができ上がります。何でできないかということ、これ市長だけでやることはできません。知事だけでやることもできないんです。北区の豊崎から入って行って、そして都島のほうの地下を入れていくわけです。それで今度は門真のほうに抜けていくということになりますから、大阪市域の中のところと市域外のところがありますので。そしてこれは大規模な事業ですから大阪市単独ではできないし、大阪府単独ではできない。まさに大阪市、大阪府が同じ方向を向かないとこういった道路というのはできないんですね。これは一例です。これまでできてきませんでした。でも僕は今大阪市と大阪府一体の戦略をつくっていこうというのでやっていますので、これは絶対要るということでようやく昨年事業化が府市で決まって、ことしの国の予算でもやりましょうということで決定されました。これはあくまで一例なんです。大阪の全体の成長を考えたときに、やっぱり府と市がばらばらにやってたらこういうことすら進んでこなかったというのが今までの

現状なんです。そういったことをどうやって解消していこうかと。今後大阪の成長を目指す上でやはり府と市がばらばらにやってる、今は人的関係に基づいてこうやって同じテーブルに座ってますけれども、果たしてこれが大阪の制度として本当に確かなものなんでしょうかという問題意識があります。

もう一つ、住民の皆さんに身近なサービスをする上で、果たして今の大阪市という規模が適切なんでしょうか、住民の身近なところ、身近なサービスについて身近なところで決められる仕組みというのが本当にできてるんですかというのがもう一つの問題意識です。

これも例ですけども、児童虐待の相談件数です。747件から10年ぐらいで4,500件ということで7倍ぐらい、6、7倍ぐらいに増えてる。住民の皆さんの身近なサービスを充実させる必要性というのがどんどん伸びていってます。

それからこれは待機児童についてです。待機児童で皆さん見ていただきたいのは、大阪府域の中でも皆さんの必要な住民サービスというのは実はエリアによって違いが出ているということなんです。例えばこれ突出してるのは西区。非常に待機児童が多いエリアになります。片や平野区とか西成区とか東住吉、こういったところは待機児童が非常に少ない。福島もそれほど多くはありませんが、こういった待機児童についてエリアによって大きな差が出てる。そういったものについて住民の皆さんの身近なところでやっぱりこういうのは決定できる仕組みが必要なんじゃないかということの一例です。

じゃ、そのサイズとして大阪市ってどうなんだろうと見たときに、大阪市は270万人です。そこに市長が1人。270万人って都道府県でいったらどのぐらいの規模なのといえましょうということです。大体広島県で280万人、京都府で260万人ですから、京都府や広島県と大体大阪市は人口規模でいうと同じぐらいの非常に大きな人口を擁する都市です。そういった大都市において住民の皆さんに身近なサービスを提供する組織というのはどうあるべきなのか、課題はないのかということが国でも議論されてます。ここに書いてあるのは市が言ってることでもなく府が言ってることでもありません。国で答申されてる内容です。どういうことか。市役所の組織が非常に大規模化していく傾向にありますねと。大きく大規模化していってます。一方でカバーするサービスの範囲も非常に幅広くなってきましたね。その結果、個々の住民と役所が遠くなる傾向がありますねというのが国でも答申されています。じゃ、それに対してどうしようかということ。ここはまさに大阪市にも当てはまるというふうに私は思っています。

じゃ、そのために今の大阪市って何もしてないのというのであれば、そうではありません。今の制度の中で最大限にできることはやろう、そしてやっていこう、そして今実行してる、それで今の体制です。どういうことかということをやっています。それから区長を局長よりも上位の格付けにしようというのをやっています。ここで局とか局長とかが出てきてちょっとわかりにくいかわかりませんが、実は大阪市の施策というのは、皆さん区役所でいろんなことを決めていろんなことを実行してると思われるかもしれませんが違います。区役所というのは出先の機関です。窓口機関。それで政策を立案して実行する組織体制はありません。じゃ、どこでやってるのといえ、中之島にどかんと大きな市役所がありますね。僕も常にあそこにいるんですけども、あそこATCにもあるんですが、あそこに例えば子どものことに関してはこども青少年局とか、都市計画のことだったら都市計画局とか都市整備局と

か、市民局とかいろんな局があるんですね。そこでいろんな大阪市の企画立案をし、実行してるというのが今の大阪市の現状。でもその局が持つてる権限をできるだけ区長に渡していこうよと。皆さんに身近な区長なので、局長よりも区長を偉い立場にしていこうということです。大阪市の組織でいうと、市長がいて、その下に副市長というのが3人ぐらいいます。その下にさっき申し上げた局のトップの局長がいます。大体局長が20人から30人ぐらいいる。その局長の下に理事という人たちが大体70人から80人ぐらいいる。その下に部長というのがいて、大体200人から300人ぐらいいる。その中で今まで区役所の区長というのはどこに位置づけられてたかという、この部長だったんですね。だから役所の組織の全体の中でもそんなに高いところに、本来であれば区長というのはもっとも上にいるはずなんですけど、いなかった。一部北区とか中央区とかは別ですけども。やっぱりそれはおかしいんじゃないのということで、局長よりも上のところに区長を持ってこようというのを今実際にやってます。それから区長の人材についても、これまでは役所の人事の役所理論の中で順送りで区長というのは決めてたんですけども、それはやっぱりよくないと。区を活性化していく上で区役所の区長は大事ですから、じゃ、その区をどうしたいかということで、意欲ある人、実際に手を挙げてやりたい人、そして優秀な人を選んでいこうというのをやってます。ですので今は、1つは外部の民間でいろんな活躍されてきた方が民間の感覚を持って、皆さんと同じような近い考え方の方が区長になれるような、そんな区長の公募制というのをやってます。それから外部の方だけじゃなくて内部の職員も順送りじゃなくて、私は区長をやりたいんだという人に手を挙げてもらって、それで内部、外部問わず一緒に選抜して選んでいく。いわゆる公募区長制を導入して多様な人材というのを確保しています。それから、それ以外にも区民の皆さんが区政に参加できる区政会議というのをつくったり、できるだけ区政に区民の皆さんが参加できるような仕組みをやりましょうというのを進めています。

その結果、それぞれの区において、これまではなかったようなことがどんどんできています。先ほど区長からもありましたけれども、福島区でいうと水辺の活性化事業を率先してやってる。例えば平野区のこっち行ったら水辺ないですから、24区一律にやる必要もありませんのでね。そしたら福島区の区長としてやっぱりここは水辺の活性化事業やろうということで、都心で初めて海の駅を開設しようということで取り組んでくれています。それ以外にも例えば西成区でいうと子どもの遊び場がなかなかないということで小学校の廃校の跡地を利用して、どんな遊びしてもいいよというようなプレーパーク事業というのをやったり、旭区では高齢者の方が多いということでバスの運行事業をやったりとか、それぞれの区長に権限を持たせて、それぞれの区としてやるべきことというのを区長に判断してもらってやってもらってるというのをやってます。こういうのはかつてはなかったことですが、今そういったことに取り組んでます。

それから教育についても、これまでは教育委員会が一律にやるというのが教育行政でした。しかしながら今は市長も教育委員会に入って、しっかり市の全体の教育行政について管理できる仕組みになってます。それだけじゃなくて区長もその区の教育行政について意見をしっかり言えるような立場にしていこうということでやってます。その結果どうなったかという、これまでそんなことはあり得なかったんですけど、学校を使った放課後に民間の塾が入ってきて、ふだんなかなか塾に経済的な理由で行けないような子どもたちも

学校の放課後を使った民間の塾に参加できるようにしようと、そんなことをやる区長も出てきて、そんなことも今どんどん区域では広がってきてる。これは教育委員会だけでは絶対できなかった事業です。要は教育委員会は学校の中だけで全てを完結させようとするので、それじゃだめだよなということを言えるような仕組みを、制度をつくっていったらいいということです。

ここの住民自治の拡充に関していうと、やはりこれから人口減少、財源も限られてくる、もちろん財源を増やすために僕と松井知事で今いろんな大阪の経済の成長というのをやって、全体のパイを増やすのは必要です。ですのでそれをやっていますが、いずれにしても天からお金は降ってきませんから、じゃ、その財源をどう使うのかということに関しては、市民の皆さんに近いところで物事を決定し、実行できるような仕組みづくり、制度が必要なんじゃないか。そうすることでより一層住民自治は拡充するんじゃないかという考え方です。今の制度の中で最大限できることはやっています。でも、それじゃまだまだ足りない。制度自体を改革して住民の皆さんの身近なところで物事を決定できる、実行できるような、そんな仕組みをつくっていく必要があるんじゃないか。特に大都市の大阪市についてはそのように考えています。

じゃ、そのために今どういうことをしてるかということ、まさに大阪の経済の成長、東西二極の一極を担うような、そんな大阪を目指していこう、そして住民の皆さんが豊かに生活できるように、そんな副首都と言われるような大阪を目指していこうというので私と知事が一緒になった共同の部局というのを立ち上げて今議論を進めています。最終的に副首都というけど何なのということ、そういった議論についても整理して行っています。例えばですけど、わかりやすい例でいうと首都機能のバックアップです。今例えばこの瞬間東京で直下型の大きな地震が起きたとき日本はどうなるのでしょうかということ。全ての経済、政治機能が全部東京に一極集中してる中で、もし東京の首都機能が一瞬にして消滅したときに果たして日本はどうなるの。そういったときに、バックアップするのはやっぱり大阪なんじゃないの。そういった、いざというときに首都機能のバックアップを備えるような、そんな大阪を目指していくべきじゃないんですか。それ以外にも西日本の首都と言われるような経済的な中枢性を持たせるべきじゃないかと、そんないろんな議論をする中で、じゃ、そういった大阪を目指していく上で果たして今の大都市制度というのは、今の大阪市と大阪府の関係というのは適切な関係なんだろうかということ、今議論しています。

そんな中で、じゃ、どんな制度改革があるのかということ。きょうちょっとお話しする内容ですけれども、2つあります。1つは総合区、もう一つは特別区という制度です。この総合区という制度は地方自治法上で新しく認められた制度です。これはどういうものかということ、今の大阪市という役所自体は存続します。その上で、住民自治の拡充については総合区長と言われる区長に、今の区長以上に権限を与え、組織を強化していきましょうということ。じゃ、区と市の二重行政はどうするのという話。これについては、大阪市は存続しますから、これはもう話し合いです。話し合いで、今松井知事と僕がやっていますけれども、それをこれからも続けていきなさいと、そういった仕組みです。もう一つ、特別区という制度。これは大阪市という役所は廃止です。じゃ、どうするのということで、住民の皆さんに身近なサービスについては区長を選挙で選ばうと。そしてその区長に現に

予算編成権を与えて、権限と財源を与えて実行していけるような仕組みに変えてしまおうということです。そして、府と市の二重行政をどうするのといえ、大阪市という行政体は廃止、そして大阪市が担ってる広域的な機能については新しい大阪府に一元化して、大阪全体の成長戦略はそこで担っていかうという制度です。

もう少し詳しくいいますと、じゃ、総合区というのは自治体のトップは誰なのといえ、これは大阪市がありますから大阪市長です。じゃ、総合区長ってどうやって選ぶのといえ、これは市長が選びますが議会の同意も得ます。特別職ということになりますので副市長と同じような立場になるということです。その総合区長というのは市長に対してこの区についてはこういうふうにしたいんだというような予算について意見を言う権利というのが与えられます。総合区というのは一部の区だけに導入することも法律上は可能ですが、今回皆さんに提案しますのは一定合区したものを前提に提案させていただいてます。これはなぜかという、何で総合区というのをやるのといえ、より住民の皆さんに身近なことを実行していけるような組織が必要になります。そのときは何が要るかという結局人員体制が必要になってきますから、今の区役所体制では到底できませんので、中之島の人員を一定総合区に振り分けていく必要があります。ですので一定合区した上で、そこで総合区長に強い権限を持ってもらって実行していってもらおうということです。ですので合区を前提にしています。ちなみにそうすると区役所なくなるのということですが、今の窓口機関としての区役所は当然残ります。じゃ、特別区というのはどうなのといえ、これは自治体のトップは区長です。皆さんが主権者ですから、皆さんが選挙で区長を選ぶわけです。その区長がトップ。そして予算についてもその区長がつくっていくということになります。教育委員会もそれぞれ特別区ごとに1つずつつくられるということになります。特別区というのは1つの独立した自治体です。独立した市町村のようなものですから、そこで住民に身近なサービスについては完結してやっていきたいと思いますというのが特別区の考え方であります。

今の大阪の大都市の課題なんです、やはり大阪の全体の成長を目指していくという意味で、果たして——かつて当然大阪市中心に成長してきた、これは間違いないんですけど、これからのことを考えたときに、この範囲では小さ過ぎる。今大阪市と大阪府というのは同じような予算規模でやっていますけれども、大阪の全体の成長をこれから見据えていく上で、果たして今の大阪市、大阪府の二重行政体制、二元行政体制と言われるのは果たして適切なんだろうかということが大阪の大きな課題だと思っています。そしてもう一つが、大阪市域における住民自治を拡充していく上で、果たして市長と住民の皆さんの距離というのは本当に適切な距離になっているんだろうかということです。福島区、これ私24区全部回っていますけれども、住民サービスというのは本当は皆さんの身近なところで決定していかなくちゃいけません、例えば行政区でいうところは僕から見ると24分の1ということになります。でも、それが本当にいいんだろうかということです。皆さんの身近な区長が決定できる、実行できる、そんな仕組みというのをつくっていったほうがいいんじゃないか。財源が限られる中でやっぱりそうすべきなんじゃないかという問題意識がある。この2つが大きなこれからの大阪にとっての課題なんじゃないかなというふうに思います。その中で、その課題を解決するために総合区、特別区という2つの制度があります。これから部局が説明しますけれども、皆さんさまざまいろいろなご意見があると思います。どんな意

見でも質問でも構いませんので、いろいろ忌憚のない意見を聞かせていただけたらなというふうに思います。私自身は大阪のあり方という点については制度の改革について必要な時期に来てるんじゃないかというふうに思っています。

本日はいろんな忌憚のないご意見をぜひお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

(司会)

続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の水守より説明申し上げます。

(水守副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の水守と申します。

私からはお手元のパンフレット「総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会資料」に沿って説明をさせていただきます。

まず1ページの目次をごらんください。資料の構成は3部からなっています。第1部では大阪における新たな大都市制度について説明します。第2部では今回取りまとめました総合区の概案について、第3部では特別区制度の概要などについて、今から30分余り頂戴して説明をさせていただきます。座らせていただきます。

それでは、第1部の「大阪における新たな大都市制度」について、3ページをお開きください。

先ほどの市長の説明と重複するところもありますが、まず、大都市の現状・課題をごらんください。大阪市や横浜市といった大都市では、住民意思の的確な反映（住民自治の拡充）と、効率的・効果的な行政体制の整備（二重行政の解消）といった課題があるとされています。もう少し詳しく申しますと、1つ目の住民自治の拡充は、政令指定都市である大阪市は非常に幅広い行政サービスを提供しているため、市役所の組織が大きくなり、個々の住民の皆さんから見れば役所との距離が遠くなる傾向にあります。2つ目の二重行政の解消について、大阪の場合で申しますと、政令指定都市である大阪市と都道府県である大阪府がそれぞれ同じような内容の仕事をしている分野があり、重複によって問題が生じているとされています。

これらの課題を解決するために、その下ですが、国において法律が整備されました。1つは、左側、総合区の設置です。政令指定都市、すなわち大阪市を残したまま、今皆さんがお住まいの区、行政区にかえて総合区を設置し、区長や区役所の権限を強化して、住民自治の拡充を図るものです。もう一つが、右側、特別区の設置です。こちらは、政令指定都市である大阪市を廃止して複数の特別区を設置し、特別区ごとに住民の皆さんから選挙で選ばれた公選区長と区議会が置かれ、それぞれが1つの自治体として運営されます。

こうした状況の中で、その下にありますように、大阪府と大阪市が取り組んだ改革として、1つ目の丸、特別区の設置により住民自治を拡充とあります。これは大阪市を廃止して5つの特別区を設置するものでしたが、平成27年5月の住民投票で、特別区の設置は反対多数となりました。しかしながら、大阪が抱える課題は依然として残されたままであり、それらを解決するためには引き続きたゆまぬ取り組みが必要です。

次の4ページ、「大阪が抱える課題解決に向けて」から5ページのところについては市

長の説明と重複しますので省略させていただきますが、大阪の長期低落、人口減少、超高齢社会などの課題に取り組んでいく必要があるということをお示ししています。

さらに1枚めくっていただきまして7ページの総合区制度、そして8ページの特別区制度については、この後、それぞれの制度の中で説明をします。

なお、7ページの一冊下にひとくちメモとありますが、ご参考としてところどころに用語の説明をつけさせていただいています。

以上が第1部の説明です。

次に、第2部「大阪における総合区の概要」について説明します。10ページをお開きください。

初めに、真ん中の点線で囲んでます概要の位置づけというところをごらんください。これから説明します総合区制度の概要は、大阪市としてこれで行きたいといった固まった案ではなく、住民の皆さんからご意見をいただくための検討材料として取りまとめたものです。今後、この意見募集・説明会などを通じて皆さんからご意見をいただきつつ、市会での議論を踏まえ、総合区の案を取りまとめてまいります。

それでは、11ページをお開きください。まず、総合区制度の概要について、上の網かけ部分をごらんください。まず丸の1つ目、総合区制度は、政令指定都市において、住民自治を拡充するため、現在の行政区長の権限を強化した制度です。

次に、少し飛んで中ほどの(2)法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、通常、行政区と呼ばれる今の区の制度、右側が今回新たに検討している総合区制度です。表の1段目、自治体の位置づけ、2段目、区の位置づけにあるように、どちらも政令指定都市としての大阪市の位置づけや権限は変わらず、行政区も総合区も区は市の内部組織ということになります。

今の区と総合区の主な違いは、3段目の区長について、左側の今の区長は一般職の公務員ですが、右側の総合区長は、副市長などと同じように議会の同意を得て市長が選ぶ特別職の公務員となります。次に、総合区長の主な事務は、地方自治法で総合区の政策・企画の立案、総合区のまちづくりなどの事務のほか、条例——これは大阪市が定める法律のようなものですが、この条例で定める仕事となっています。これらについては、市長にかわって市を代表する区長の判断と責任で進められます。さらにその下の段、総合区長には、区役所職員の任免権、すなわち人事権や、予算の編成に当たって市長に意見を述べる権限、予算意見具申権が法律で認められています。また、総合区の区長は住民の皆さんによってリコール、すなわち解職することもできます。

なお、総合区の制度としては、大阪市の今の24区のままで、あるいは全ての区ではなく一部の区にのみ総合区を導入することも可能ですが、今回お示しする総合区の概要では、総合区をした上で、全ての区を総合区にする前提としています。

以上が総合区制度の概要です。

次に、12ページをごらんください。総合区設置の意義、効果及び課題についてです。総合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスをより身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例の提案など市全体に関する事項は、引き続き市長がマネジメントします。

真ん中に、総合区が設置された場合、局と総合区の事務がどう変わるのかを図で示して

いますが、これは後ほど具体例で説明します。

その下の総合区設置で期待される効果と課題をごらんください。まず左側の効果としては、地域の実情に応じたよりきめ細かい行政サービスの実現とありますが、1つ目の丸、住民の皆さんの声をより直接的に反映することや、2つ目の丸、意思決定が迅速になることで、より迅速適切なサービスの実現などが期待できると考えられます。一方、その右の課題については、効率性の確保として、1つ目の丸、現在、中之島などの局1カ所で実施している仕事を、複数の総合区に分散して行うことで職員数の増加が見込まれるとともに、その下の丸、専門職員やノウハウの確保がそれぞれの区で必要となり、いかに効率性や専門性を確保するかが課題となります。

このように、総合区制度の導入に際しては、区役所が担う事務の拡充が図られる反面、効率性・専門性の確保という課題があり、双方の観点からバランスよく検討する必要があります。

次に、13ページをお開きください。総合区のイメージを持っていただくための案、概案の作成に当たっての考え方を説明します。ページの中ほどの黒い四角、事務レベル（案）というところをごらんください。

総合区が担う仕事についてはさまざまなレベルが考えられますが、今回の概案では、AからCの3つの案を設定しました。まずA案（現行事務＋限定事務）は、右側にあるように、現在の区役所の事務に加えて、一般市並みの事務とありますが、今の大阪市役所の局、例えば福祉局や建設局などが行っている仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスに係る仕事に限定して総合区に移すものです。B案（一般市並み事務）は、例えば守口市や松原市といった一般市が提供している仕事を基本として、総合区が事務を担います。C案（中核市並み事務）の場合は、一般市より広い範囲の行政サービスを提供している中核市、大阪府内では東大阪市や高槻市などがありますが、これらの市が提供している仕事を基本として、総合区が事務を担います。わかりやすくいいますと、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが総合区の事務が増えます。ただし、表の下の米印のとおり、いずれの案においても、市全体を見渡して実施すべき事務、詳しくは次のページで説明しますが、これらについては総合区に移さず、引き続き市長が判断する仕事として局に残ります。これは、先ほど区の位置づけでも触れましたが、総合区はあくまで大阪市という自治体の内部組織であり、独立した自治体ではないためです。

次に、一番下の区数（案）です。総合区の検討に当たって、現在の24区を合区した3つのパターンをお示ししています。大阪市の平成47年の将来推計人口は約228万人と見込まれておりますので、1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定して、それぞれ5区、8区、11区としています。

総合区の導入に当たっては、必ず合区をしなければならないわけではありませんが、区役所が提供するサービスを充実させるほど、区役所ごとに必要な職員の増加が見込まれます。24区のまま各区役所の体制を大きくすることは、職員の確保やコストの面で難しいことから、今回の概案では現在の24区を合区する案としています。なお、具体的な区割りは今後検討します。

以上が、総合区の概案の作成に当たっての考え方です。

次に、14ページをごらんください。事務分担について、総合区が区役所が行う事務を今

より増やします。真ん中の局と総合区の事務の分担をごらんください。現行の大阪市の仕事は、局の事務と行政区、すなわち現在区役所で行っている事務に分けられます。総合区が設置されると、現在、局で実施している事務は、①引き続き局で実施するものと、②局から総合区へ移管するものに分かります。具体的には、その下の表をごらんください。

①局で実施とは、総合区が設置された後も中之島の本庁などにある局が実施する事務で、例としては表の右側、大阪市という1つの自治体として実施する条例や予算などの事務、そして市域全体を見据えた観点から実施すべき事務、例えば成長戦略や広域的な交通基盤整備など、また、住民サービスの統一性や一体性が求められるもの、例えば国民健康保険などの事務、これらについては局が行います。

その下の②局から総合区へ移管は、局の仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスをより身近な総合区へ移すものですが、上記の事務レベル案に沿ってAからCの3つの案を作成しました。詳しくは後ほど説明します。

一番下の③総合区で実施ですが、現在、区役所や保健福祉センターで実施している仕事は、そのまま総合区で実施します。

事務分担についてももう一度繰り返しますと、総合区へは、現在、局で実施している仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスを中心に移管します。ただし、大阪市という1つの自治体として、また、市全体の観点で行う仕事などは引き続き局が行います。また、総合区へ移管する事務の量によりA、B、Cの3つの案を設定し、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが区役所に移管する事務が多くなります。

では、15ページの職員体制をお開きください。ここでは、総合区の手務を増やすことや、合区によって職員の数はどう増減するかについて試算をお示ししています。職員数の増減イメージとありますが、基本的には総合区に事務を多く移すほど職員数は増えます。また、区の数が多いほど職員数が増えます。こうした増減は、ページの一番下、③総合区移行時の職員数の変化の試算結果に示しています。太線で囲った表をごらんください。A案では、縦に見ていただいて5区、8区、11区のいずれの場合でも黒い三角の数字、これは職員数が減少することを示しています。B案では、5区の場合では黒い三角で減少、8区ではほぼ変わらず、11区で増加、C案ではいずれの場合でも現行より職員数が増えるという試算結果になっています。

なお、こうした職員数の増減は、一番下の米印ですが、一定の仮定のもとで試算したものであり、確定した数字ではありません。職員体制について簡単にまとめますと、A案からB案、C案となるにつれ、すなわち区役所の仕事が多くなるほど職員数が増え、区の数が5区から8区、11区と増えるほど職員数は増えます。

次に、16ページをごらんください。ここでは、3つの事務レベル（案）ごとに、きめ細かい行政サービスの提供と、できるだけ職員数を増やさない行政の効率性という視点で区の規模を検証した結果、真ん中の表の職員数を四角で囲っておりますが、今回、皆さんにお示しする総合区の概案としては、A案は8区と11区、B案は5区と8区、C案では5区としています。

では、それぞれについて詳しく説明をします。17ページをお開きください。

まず、A案の総合区ですが、区数は8区か11区、その場合はおおむね現行の職員数の範囲内で設置が可能と見込まれます。

次に、その下の黒い四角、総合区の事務内容をごらんください。こども、福祉、健康・保健などの分野別に区役所に移す事務を示しています。なお、それぞれの枠の中で点線で囲んでいますのは、現在も区役所で行っている事務です。A案の総合区では、例えば左上のこどもの分野では、保育・子育て支援として、現在、局が実施している児童いきいき放課後事業が総合区長の責任のもとで行われることとなります。また、その右のまちづくり・都市基盤整備の分野では、道路・公園を維持管理する工営所や公園事務所の業務を総合区へ移管します。

では、A案の総合区で何が変わるのか、期待される効果について、18ページに3つの事例を示していますが、その一部についてかいつまんで説明をします。前のスクリーンをごらんください。総合区で変わること（A案）～例：道路の日常管理、放置自転車対策～とあります。現在、皆さんからのご要望、例えば道路の穴の補修や放置自転車の撤去については、区役所とは別の組織の建設局の工営所というところで行っています。図の右側をごらんください。これが総合区の仕事となることで、皆さんからのご要望に対して、直接、総合区長の判断で、例えば放置自転車の撤去回数を見直すというようなことがより迅速に、またきめ細かく対応可能となります。なお、一番下に書いておられますとおり、総合区になりましても、予算の編成や条例などは引き続き市長が市全体を見据えて判断します。

資料に戻りまして19ページをごらんください。次に、B案の総合区ですが、区の数5区か8区、その場合はおおむね現行の職員数から一定の範囲内で設置が可能と見込まれます。総合区の主な事務内容として、B案で新たに加わる仕事には白い星印をつけています。例えば、左上のこどもの分野では、保育・子育て支援として市立保育所の運営や民間保育所の設置認可があります。また、その下の福祉の分野では、老人福祉センターの管理運営を総合区へ移管します。

B案の総合区で期待される効果について、20ページに3つの具体例を示していますが、同じように前のスクリーンで1つ事例を説明します。前のスクリーンをごらんください。こども・子育て支援施策の例です。大阪市では、待機児童の解消を最重要施策に掲げて、認可保育所の整備などに取り組んでいます。左側の認可保育所の設置フロー図のとおり、現在は、中ほどの②地域調整、具体的には認可保育所の場所の決定については区長の仕事ですが、③事業者の募集・決定は市長の仕事となっています。図の右側、これが総合区になりますと、②の地域調整から③の事業者の募集・決定までが一元的に区長の仕事となることで、例えば保育所を早期に、あるいは効果的に開設することが期待されます。

もう一度資料に戻っていただいて、21ページをお開きください。次にC案の総合区です。区の数5区、この場合、職員数は現行より一定の増加が必要と見込まれます。総合区の主な事務内容について、C案で新たに加わる仕事には黒い星印をつけています。例えば左上のこどもの分野では、児童虐待対策として、こども相談センターの運営があります。一番下の健康・保健の分野では、保健所の業務を総合区へ移管します。

C案の総合区で期待される効果ですが、もう一度前のスクリーンをごらんください。22ページに3つの事例がありますが、そのうちの1つ、こども相談センターの例を説明します。こども相談センターでは、子どもを虐待から守るため、皆さんからの児童虐待の通告や相談を24時間365日体制で受け付けていますが、対応が必要な事案は、こども相談センターとは現在別の組織である区役所の保健福祉センターと連携して取り組んでいます。図

の右側、これが総合区になると、保健福祉センターと子ども相談センターが同じ区役所の組織となり、両者の連携が一層密になることで虐待のサインを早期にキャッチし、より適切な対応が期待されます。

以上が、今回お示しする総合区の3つの概案についての説明です。

何度も恐縮ですが、資料に戻っていただいて23ページをお開きください。今後の検討事項ですが、まず1つ目の二重丸、総合区の名称及び区域（区割り）、総合区の事務所の位置です。今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区にする案をお示ししましたが、総合区の名称を初め、どのようなエリアで合区して総合区を設置するのか、総合区の区役所をどこに置くのかについては今後検討します。

なお、米印ですが、合区に際して、現在の24区役所及び保健福祉センターは総合区役所の支所として位置づけ、窓口業務を継続することとしています。

以下、総合区の設置に伴うコスト、例えば職員体制や庁舎、システムなどの整備費用、市長の所管事項である予算の仕組みに係る総合区長の権限についても今後具体的に検討します。

その下、11、総合区（案）のとりまとめに向けては、意見募集・説明会での皆さんのご意見や市会での議論を踏まえて、最終的には1つの案を取りまとめまいります。この最終的な案については、今回お示した3案の中から選ぶということではなく、皆さんからいただいたさまざまなご意見などを踏まえて、事務の範囲や区の数などを検討してまいります。

なお、ご参考として24ページには局で実施する事務の内容例を、次の25ページから28ページにかけては局と総合区の事務の分担の詳細を、さらにめくっていただいた29ページには、ほかの政令指定都市と大阪市の区の人口と面積に関するデータを添付しています。

以上が第2部、総合区の概案についての説明です。

続いて第3部「特別区制度」についてご説明します。30ページをごらんください。

初めに、ご留意いただきたいことです。この資料は、特別区制度についてご意見をいただくために作成したものです。旧特別区設置協定書は、平成27年5月の住民投票で反対多数となったため、現時点での具体的な特別区の制度案はありません。これから特別区の制度案づくりにおいてどのような事項を決めていく必要があるのかというイメージを皆さんに持っていただけるよう、参考資料として旧特別区設置協定書や平成27年4月の住民説明会のパンフレットの考え方などをお示ししています。皆さんからいただくご意見を踏まえて、今後改めて制度案の検討を進めていくこととなります。

では、31ページをお開きください。まず、特別区制度の概要です。特別区とは、一般の市町村と同じようにみずから税金を徴収し予算を編成する基礎自治体です。選挙で選ばれる区長、区議会が置かれ、区長が住民の皆さんに身近な施策を行います。

次に、（1）特別区設置法の制定をごらんください。現在、特別区は東京都にのみ23区が設置されていますが、この法律が制定され、大阪市のように人口200万人以上の政令指定都市を含む区域は、政令指定都市等を廃止して、特別区を設置することが可能になりました。

次に、（2）法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、現在、皆さんがお住まいの大阪市、一般に政令指定都市と言われる制度、そして右側が東京の新宿区や渋谷区な

ど特別区と言われる制度です。

表の2段目、自治体の首長は、政令指定都市は市全体で1人の市長、一方でそれぞれが独立した地方自治体である特別区は各区ごとに区長が選挙で選ばれます。また、議会については、政令指定都市では市全体で1つの議会、特別区では区ごとにそれぞれの区議会が置かれます。

次の主な事務として、政令指定都市も特別区もともに一般的な市町村の事務を行いますが、政令指定都市は市町村の仕事に加えて都道府県の仕事も一部行います。一方、特別区は、市町村の仕事のうち、上下水道や消防などは、大都市行政の統一性を確保するため、都が一体的に行います。

次に、課税権ですが、右側の特別区は、一般的な市町村税のうち法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税、徴収し、その下ですが、それらを活用して都や各特別区の間で財政の調整を行い、必要な金額を配分します。

次に、32ページをごらんください。特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が、新たに設置される特別区と大阪府にどのように分かれるかをイメージ図でお示ししています。

表の左側をごらんください。今の大阪市では、基礎自治機能、具体的には保育や小中学校の運営など住民の皆さんに身近なサービスに加えて、広域機能、例えば産業の振興や広域的なインフラ整備などの仕事もしています。一方、大阪府も大阪市と同様に広域的な仕事をしています。大阪では、この広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っていることから、いわゆる二重行政の問題が指摘されています。

特別区が設置されると、図の右側ですが、大阪市は廃止され、保育や小中学校の運営など基礎自治体の役割は各特別区が担当し、産業振興や広域的なインフラ整備などの広域的な仕事は大阪府が一元的に担当することになります。

次に、33ページをお開きください。特別区の制度案について、どのような事項を検討し決めていく必要があるのか、また、特別区を設置するまでの手続を示しています。

まず、(1) 特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府、大阪市の両方の議会の議決を得て、特別区を設置するための協議会、特別区設置協議会を設置する必要があります。次に、(2) その協議会で、真ん中の太枠の中に示す特別区の設置の日や特別区の名称及び区域など、法律で定められた8つの項目について特別区設置協定書を作成する必要があります。その後、(3) 協定書について関係自治体の議会で承認が得られれば、(4) 特別区設置に係る住民投票が行われ、過半数の賛成があれば、(5) 総務大臣の決定によって特別区が設置されるということになります。

以上が、特別区制度についての説明です。

次に、特別区に関して皆さんからご意見をいただくに当たり、その参考となるよう、平成27年5月の住民投票で反対多数となった旧特別区設置協定書などの考え方について説明します。35ページをお開きください。

まず、(1) 特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、地図の下の表をごらんください。旧協定書では、大阪市を廃止して、北区、湾岸区、東区、南区、そして中央区の5つの特別区を設置するとしていました。それぞれの区のエリアは、右の欄、特別区の区域に記載のとおりでした。各区の議員の定数は、特別区議会議員の定数の欄にあ

るように、現在の大阪市会の議員定数86人を、各特別区議会に割り振っていました。

また、各区の本庁舎、つまり特別区役所の位置は、上の地図の吹き出しに書いておりますが、区の名称とともに本庁舎の所在地、例えば中央区の本庁舎の位置は現在の西成区役所としていました。

一番下の備考をごらんください。①窓口業務については、特別区になっても、現在、24区役所等で実施している事務は引き続き現在の区役所等で行うこと、②町名については、特別区の設置が決まった後に、皆さんのご意見を聞いて決定する予定でした。

次に、36ページをごらんください。先ほどの項目につきまして、平成27年に行った住民説明会での質問票への回答を引用して、当時の考え方をお示ししています。まず、区の名称は、区域を包括し、シンプルでわかりやすい方角や位置を基本とするとともに、ベイエリア地域は湾岸区としたこと、次に区域については、平成47年の将来推計人口や過去の分区・合区の経過などをもとに、行政運営の効率性や長期財政推計の結果を考慮して5区としたこと、また、本庁舎の位置については、住民の皆さんからの近接性、交通の利便性などを基本としながら決定したこと、最後に議員定数については、議会のコストを増やさないという趣旨から、現在の大阪市会の議員定数を5つの区に割り振ったことなどをお示ししています。

一番下の網かけに、この項目に関して、当時住民説明会でいただいた主な質問・意見を記載しています。この後、各項目ごとに当時の主な質問・意見を同じようにそれぞれ最後にお示ししています。

次に、37ページをお開きください。（2）特別区と大阪府の事務の分担について、真ん中の表、事務の分担（イメージ）をごらんください。今の大阪市は、左側の欄、住民の皆さんに身近な仕事として戸籍、住民基本台帳、保育などを、またその下に示すような広域的な仕事として成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなども行っています。特別区が設置された場合には、右側にあるように、特別区は住民の皆さんに身近な仕事を、その下、大阪府は大阪全体の成長、都市の発展などにかかわる広域的な事務を担当するなど、役割を明確に分けることにしていました。

次に、38ページをごらんください。（3）一部事務組合とは、複数の自治体が連携して効果的、効率的に仕事を行うための仕組みです。旧協定書では、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施に当たり公平性や効率性の確保が特に必要な仕事、例えば国民健康保険などについて、5つの特別区が一部事務組合等をつくって連携して行うとしていました。

次に、（4）職員の移管（特別区の職員体制）ですが、1つ目のポツの1行目に米印、近隣中核市5市をモデルとあります。これは、その下に注釈がありますが、大阪都市圏で30万人以上の人口を有する豊中市や高槻市などの5市の職員数をモデルに各特別区の職員体制を整え、その上で、広域的な仕事が大阪府に一元化されることに伴って必要となる職員を大阪市から大阪府へ移管するとしていました。

次に、39ページをお開きください。（5）税源の配分・財政の調整につきましては、1つ目のひし形、各特別区で必要なサービスを提供できる財源、すなわちお金を確保し、各特別区の税収に大きな格差が出た場合の調整方法をお示ししていました。真ん中のイメージ図では、現在、大阪市で課税、徴収している税金を特別区と大阪府に分け、法人市民税

や固定資産税など大阪府が課税、徴収する5つの税金は、大阪府で特別会計という別の財布で管理をして、特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の格差を是正するために活用することとしていました。

次に、40ページをごらんください。(6)大阪市の財産と債務の取扱いについては、特別区の設置によって、皆さんが日ごろ利用されている施設や、大阪市が持っている株式などの財産、あるいは市債の返済がどうなるかを示していました。①の財産ですが、1つ目のひし角、学校や公園など住民サービスに必要な財産は、仕事の分担に応じて、特別区と大阪府がそれぞれ引き継ぐとしていました。また、2つ目のひし形、株式や大阪市が積み立ててきた基金、貯金については、大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除いて、特別区に引き継ぐとしていました。②の債務ですが、2つ目のひし角、大阪市で既に発行した大阪市債、つまり借金は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は、特別区と大阪府が仕事の分担に応じて負担するとしていました。

その下、(7)大阪府・特別区協議会については、2つ目のひし角、特別区の仕事に必要な財源の確保や、大阪府が引き継いだ財産の取り扱いなどについて、大阪府と特別区が対等な立場で協議調整をし、3つ目のひし形、協議が調わない場合には、第三者機関が円滑な調整を図るとしていました。

最後の(8)には特別区設置の全般について、主な質問・意見をお示ししています。

以上が旧協定書に基づく内容です。特別区については、現時点で具体的な制度案はありません。皆さんからいただくご意見を踏まえ、今後、検討してまいります。

なお、41ページには、参考資料として旧協定書における特別区のイメージを記載しています。また、1枚挟み込んでいた紙があると思いますが、ここに記載のとおり、平成27年の住民説明会でいただいた質問とそれに対する回答については、現在も大阪市のホームページでごらんいただくことができます。

長くなりましたが、説明は以上です。ありがとうございました。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。これより皆様からご質問、ご意見をお受けしたいと思います。

冒頭お願いいたしました、ご意見、ご質問に関しては、総合区制度、特別区制度と関係のないものや、政治的な主張など開催趣旨にそぐわないご発言につきましてはご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご意見、ご質問とこちらが判断した場合は、まことに失礼ではございますが、その時点で打ち切らせていただく場合もございます。また、司会者の指名を受けていない方のご発言、あるいはヤジや拍手など進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださるようお願いいたします。

ご意見、ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら、私が指名をさせていただきます。座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。できるだけ多くの方のご意見、ご質問をお受けしたいと思いますので、ご意見、ご質問は発言機会一回につきお一つとし、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたらマイクをお返しいただきますよう

ご協力をお願いいたします。

それでは、ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは真ん中のブロックの前から2列目の方。

(市民)

1つお尋ねしたいなと思いましたが、このスケジュールですね。進め方をどのようにお考えなのか。恐らく特別区、総合区の移行は市長か知事がどちらかが次の選挙で落ちたら消えてしまうのかなという、そういうような感じで思っていますので、そのあたりも見据えた上で恐らくご予定立てられてるんだろうなと思うんです。市民といいますか区民の視点からしたら、いつ変える予定で進められてるのかなというのが一番興味あるので、そのご説明をお願いいたします。

(吉村大阪市長)

まず総合区に関していえば、この3月、ことしの3月末までにはそれぞれの合区の絵姿、区割りですね、それからどのぐらいの区数が適切なのか、どんな事務をするのが適切なのかということをもとめたいと思っています。そこからさらに詳細にことしの8月ぐらいまでの間に人員規模であるなり行政的に詰めなきゃいけない細かなところを詰めて、秋には議会がありますから、秋の議会ですべての議論をして、来年の1月、2月、このあたりには総合区としてのほぼ完成の案をつくりたいと思います。ただ、総合区を導入するかしないかというのは最後住民投票じゃなくて議会の議決で決まりますので、議会が賛成するかしないか。そして市長が提案するかどうかということがまず大事になるんですが、案としてはそのタイムスケジュールで考えていきたいと思っています。

特別区についてですが、特別区については先ほども説明ありましたが、これは各種の手続が必要になってきます。まず法定協議会という府市共同の特別区の案をつくる協議会が成立しないと、そもそも具体の案をつくれません。ですので、来月から議会が始まるんですけども、そこで大阪市、大阪府ともに法定協議会をやりたいと、案をつかっていきたいと思います。協議会をつくりたいという議案を提案します。それで議会がオーケーともしなれば具体の案をそこからつくっていくということになりますので、大体これは1年ぐらいかけてつくるというのを計画しています。その中で最終的には国も特別区この案でいいですよというようなお墨つきが要りますから、国のお墨つきももらった上で、最後住民の皆さんに住民投票で可決されないといけませんから、それを来年の10月、平成30年の秋ごろに実施したいというふうに思っています。大きなスケジュールとしてはそういうことを予定しています。

(司会)

それでは次の方、挙手をお願いいたします。じゃ、左のブロックの前から2列目の方。

(市民)

ちょっと初歩的な質問なんですが、これ予算的にはどれぐらい試算、総合区にした場合費用がどれぐらいかかる、特別区にした場合、何年で変えはるのかよくわからないんです

が、費用的な面でどれぐらい試算してはるのかというお金の問題が書いてないので、ちょっと教えてほしいんですが。

(吉村大阪市長)

お金の問題、当然最初つくっていくのにどの区割りにして、どこに区役所を置いたりということを詳細な制度設計をしていかないと幾らぐらいお金がかかるかということの試算ができませんので、それを先ほどの申し上げたスケジュールでいくとことしの8月ぐらいには具体の案を、コストについてもお示しできるような案というのをつくっていかうと思ってます。きょうはどちらの制度を選んでくださいというものではないですから、こういう総合区、そして特別区という制度があるというのをぜひご理解していただけたらいいのかなと思うんですけども、具体的なコスト、これは特別区についてもコストどれぐらいかかるのかというのは先ほど申し上げた法定協議会というところで具体的な区割りの案とかをつくっていかないとどのぐらいコストがかかるかというのは出てきませんから、そこでコスト論についてももしっかり議論していくということになるかと思えます。

参考程度でいうと、例えば総合区でいくと16ページを見ていただきたいと思うんですけど、これ具体的な金額というわけではないんですが、大きな人員体制、大体どのぐらい要るのかなということの試算です。今の大阪市の職員の数からどのぐらい必要なのか、あるいはどのくらい減るのかというのは16ページのこの表の中に書いてます。例えばA案という現行の区役所事務にプラスアルファの事務を足すというような事務で、5区の総合区をつくとすれば、今の市役所の職員に比べて大体140人から80人ぐらいは人員削減、コストは減るんじゃないか。一方でC案ということで中核市並みの事務、総合区に中核市と同じぐらいの事務をする大きな権限を与えたときには、5区案で行った場合は、同じ5区案でも120人から270人ぐらい今の大阪市役所の体制よりも増えるだろうと。当然人が増えればコストもその分人件費が増える。人が減ればその分人件費が減るというような傾向にあります。ただここは総合区にできるだけ権限を持ってもらって組織体制を強化する。それはコストでもありますが、1つは皆さんの身近なところで実行していける仕組みをつくるということになりますので、これをどういう評価をするかという評価の仕方はあると思うんですけど、単にコスト面だけでいくとこういった傾向にあるのかなというふうに思います。

(司会)

それでは引き続きご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは真ん中のブロックの3列目の方。

(市民)

合区についてなんですけれども、昔あった合区のことでお聞きしたいんですが、大淀区と北区が一緒になって北区になりましたし、東区と南区が一緒になって中央区になったんですが、それはどういった背景で合区が行われたのか。昔のことなんですけれども。そのときにどういう問題点とかいろいろあったのか、そのときの情報を少しお聞きしたいんですけれども。

(手向副首都推進局長)

かつて大阪市で合区をされましたときには、合区に関する審議会も設けているいろいろ検討はされたんですが、最終的に今おっしゃられた大淀区と北区、それから南区と東区ですね、その合区につきましては、人口規模が5万以下のところを合区するという形で実施されたものです。それにつきましては市内全体を見て、やはり大きな区と小さな区ではサービスの面でアンバランスがあるということで、一定行政サービスの均衡化ということも意識しながら合区が図られたというものでございました。その当時は今回のように行政区側に権限を強化していくとかそういう発想ではなしに、今私が申し上げたようなサービスの均衡化ということを第一にやったものです。今回しようとしているのは、できるだけ住民の身近なところに権限を持っていくこと。権限を持っていくのを基本として、権限を持っていくためには市長が説明したようにやはりそこに事務を実施できる体制をつくっていかねばいけないと。そういう体制をつくっていかねば、おのずと大阪市の職員の全体の中で回せるような仕組みを考えていかねばならないので、合区ということもあわせて検討していかないとそういう権限強化の総合区はつくれないということで、同じ合区の形であっても少し目的が違うのかなというふうに思っております。

(吉村大阪市長)

要は当時の合区って物すごく小さな行政区を、ほかの区と比較してやっぱりおかしいだろうというので、24区の行政区の比較の中でやった合区なんですね。今回はちょっとどこが違うかという、要は、僕自身も思うんですけど、さっき言った中之島というところにどかんと人が集まって政策立案したり組織があるという、ある意味大阪市の中央の集権化されてる部分をそれぞれ5区やったら、5区でも8区でもいいんですけども、総合区に中之島の権限を落としていこうと。権限を落とすだけで人がいなきゃできないですから、そこの中の島の人や権限を総合区に分権化していこうというのが今回の合区の趣旨なので、比較の対象は今の中の島市役所との比較だというふうに思ってもらったらいと思うんですね。だからこれ合区を前提にしてるんですけど、当時の大淀と北、あそこら辺の合区とは全然趣旨が違うのが今回の合区です。じゃ、その合区したときに、よくこれほかの会場でも質問出るんですけど、福島区の今の区役所の窓口ですね、例えば福祉の申請とか窓口でしてるのはなくなったら困るよというのがあるんですけど、これはここでもちゃんと載ってますけど、窓口部門というのは当然、それは支所と呼ぶのか旧区役所でもいいんですけど呼び方はともかく、機能はそのまま、窓口機能というのは残しますのでね。ですのでそこはそのまま残した上で、中之島の権限をできるだけ総合区役所に持っていくように。そんな形での合区というイメージしていただけたらいいのかなというふうに思ってます。

(司会)

それでは引き続きご意見、ご質問のある方。一旦ちょっとこちらの方。

(市民)

27年の5月に住民投票が行われて、それはもう無意味になってるんですかね。住民投票

では反対されましたですね。それは意味はないということですか。

(吉村大阪市長)

決して意味がないという意味ではないと思ってますよ。当然これは住民投票で反対が70万ということになりましたので、当時の特別区の5区の場合というのは否決になりました。ですのでこれはもう今ありません。否決されてるわけですから無いんです。大事なのはその後ですね。僕の市長選挙のときもそうですけれども、要はやはり大阪の大都市の課題というのはやっぱりまだ解決されてませんねと。特別区を修正する案というのをぜひこれはつくらせてくださいということを皆さんにお訴えして選挙をやりました。そこで僕じゃない相手の方は、そんなことはない、終了だということをおっしゃって主張された。その方が当選されたらもう完全に終了してたでしょうけれども、そうじゃなくてやはり特別区を修正する案をもう一回挑戦させてくださいと僕正面から言って、多くの市民の皆さんの票もいただきました。そうなってくると、やはりこれは同じ案をするということはないですけども、より約束したようにバージョンアップするような、修正するような案の議論を続けるというのが今の市民の皆さんの意思なのかなというふうに僕は思っています。ですのでこれをもう一度住民投票するのであれば、当然住民の皆さんの代表の議会がもう一回住民投票してもいいよという議決を過半数してもらわなきゃそこまでは行かないんです。そして、もしそこまで行ったとしても、最後住民の皆さんがもう一回投票して、そして新しい案について否決されたらだめですけど、賛成になったらそれが残ることになります。最終的には住民投票で決まるという形になりますので。ですのでその一連の流れで行くということが僕は本来の民主主義のあり方なのかなというふうに思ってますので、決して無意味とか意味がないと、そういうものではないと思います。

(司会)

それでは引き続きご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは真ん中のブロックの。

(市民)

さっきの続きになるんですけども、合区になった場合、福島区の区役所とか出先が残りますという説明はわかったんですが、いろいろ催し物とかそういったものについてはどうなるかお聞きしたいんですが。区民まつりですとか、福島区の場合はのだふじを区の花にしていますからのだふじ祭りがあったりとか、それから住民の標示板ですね、あれは福島区だけ紫色にしていますし、そういった地区の催しとかそういうものは合区されるとどうなってしまうかお聞きしたいです。

(吉村大阪市長)

これは合区されても当然区民まつりというのは予算で決められてやってることですから、当然これは残っていくと思います。予算で何をつけるかということになりますのでね。これは別に区民まつりに限らずどの事業もそうですけれども、毎年毎年予算というのを今私が部局と一緒に立案して、そして議会の同意を得てやってるわけですけども、財源の中

で何が重要なのかというのを内部で議論して提案してやっていますので。ですので区民まつりというのも私の市政運営の中では、これはやっぱりずっと脈々と行われてきたことですから、これは大事だろうというので予算づけという、当然これ区長に権限ありますけれども、その分の予算というのをしっかり確保していますので。ですので市長がそういう方針であるならば当然これはずっと続くし、もしこれは総合区とか制度に関係なく市長が変わって区民まつりなんか意味がないよという市長が出てくれば終了になります。それは予算の立てつけになりますから、制度論とはちょっと関係のない形になります。だから総合区になったとしても当然区域のこれまでのお祭りとかいろんな代々ずっと行われてきたことがなくなるわけじゃありませんから。ですのでそこは制度とは関係なく、少なくとも私は大事だと思いますので、そうじゃないと思われる住民の代表が出てきた場合は別ですけども、制度とは関係なく続いていくものだと私自身は思っています。

(司会)

それでは次の方、挙手をお願いいたします。もう一度何かご意見ある方とか。はい、それでは。

(市民)

すみません、何度も。私たち普通に役所行ったとき一番ちょっとしんどいのが縦割り行政というやつなんですよ。これはこっちの課に行ってくれとか、あっちの課に行ってくれとか、それが一番しんどいんですよ。たらい回しになって結局何もしてくれないと。この総合区なり特別区になったら、それがよくなるのかというところをちょっと教えてほしいんです。お金の面はこれから設計だと。一番嫌なのが縦割り行政なんですよ、役所のね。むしろトップダウンでやってもらったほうが縦割り行政砕いてもらえるので何でもやりやすいと思うんですが、その辺の議論というのはなされてるのでしょうか。

(吉村大阪市長)

縦割り行政については、私がこれ市長として業務してて思うんですけど、縦割り行政はだめだよというので横串を刺すようにというのはあらゆるところで今言って進めています。これは組織が大きくなればなるほど縦割り行政というのはそういう傾向になるだろうなというふうに思っています。ですので物事を決定するに当たって最終的な決定権者が近くにいればいるほど僕は縦割り行政というのの弊害は少なくなってくるだろうと思っています。じゃ、それを今の大阪市役所に当てはめたとするならば、住民の皆さんに身近なサービスについての行政については、僕は総合区とか特別区、すなわち住民の皆さんの身近なところで一定決定できるような組織をつくったほうが縦割りの弊害というのは少なくなるだろうと思っています。ただ、この縦割りについては、何で縦割りにするかというと、組織をつくって、それぞれ組織的に縦のラインをつくったほうが組織としてはやりやすいという組織側の理論ですけどね。住民の皆さんはそうじゃない。やっぱり横の関係を深めてほしいというのが住民の皆さんの意見で私もよく聞くところですから、大阪市の中でも横串刺してねというのはずっとやってるんですけど、これは決定できる組織自体が皆さんの身近なところで構成されてるほうが縦割りの弊害というのは少なくなる傾

向にあるんじゃないかなというふうに思います。

(司会)

意見用紙にも記載しておりますが、例えば身近な区役所で行ってほしい業務や区の数、区割りについて重視される点などのご意見も頂戴できましたら幸いです。

それでは引き続きご意見、ご質問のある方は挙手のほうをお願いいたします。それでは右のブロックの2列目の方。

(市民)

長時間お疲れさまです。

1点今後のことについての確認ということでご質問させていただきたいんですけども、私どうしてもやっぱり前回の特別区の住民投票のときの印象がすごく残っておりまして、前回知事さんがこちらで住民説明会ということでいらしていただいたとき、単独でいらしていただいたときに、特別区もしくは現行制度の比較するときの財政の推移、効果の推移の表とかで、片方だけが表示されていてこれは不公平じゃないかということで私のほう指摘させていただいたときに、もう片方の反対派の方々の前提条件が違うんだという説明していただいたんですけど、反対派の方の前提条件が出てこないからこれは比較のしようがないんだという説明をいただいたんですけども、次回、総合区なり特別区なりが住民投票まで行ったとしたときに、現行制度もしくは総合区、特別区、3つ、これそれぞれの前提の条件の異なるものを同じ形のグラフとして、同じ形の統計として表示させていただくことができるかどうか。その努力をしていただけるかどうかということについてちょっとお伺いしたいなと考えています。冷静に決めたいというのが目的にありますので、冷静に比較したいということで、もし決めていただけたら冷静に比較できる機会が増えるなど。ただ、そこまで行くかどうかは今後の議会なり行政のほうの動きなり状況的なものもあると思うんですけども、そういう努力をしていただけるかどうか。要望として1点挙げさせていただきます。

(吉村大阪市長)

今思ってるのは、やはり総合区についても特別区についてもそれぞれベストな案をつくりたいと思ってるんですね。それで最後は住民の皆さんに的確にできるだけ判断していただけるようにというのが私は市長の役割だと思ってます。ですので、そういった意味でシミュレーションというのを当然これからですけどつくっていくことになると思いますし、今の大阪市のままでいくとどうなのかということも当然比較の対象として僕はあってもいいと思います。ただ、僕自身が思うのは、一番最初の5月17日の住民投票のとき、確かに反対の方は70万と多かった。でもやっぱりそこでもう一つ注目すべきは、69万の方はまだ見ぬ新しい制度をやろうという判断をされた方も、それだけたくさんの方が多くいるということも無視できない事実だと思うんですよ。その後、私もさっき申し上げた選挙に出て主張したときに、当時は舌の根も乾かないうちにお前何言ってるんだと反対派の方から言われましたけれども、それでもやはり多くの方が票という形で支持をいただいているわけですね。ですので多くの大阪市民の方というのは制度の改革、何らか改革すべきじゃないかと思っ

てらっしゃる方がたくさん僕はいらっしゃるんじゃないかなと、そういう評価をしています。ですので議会の中でも、議会も住民の代表ですのでね。市長もそうですけど議会も住民の代表。じゃ、議会はどうかというと、何もせんでいいと言ってるのは実は少数派で、総合区が中心になりますけど、やっぱり制度改革すべきだというのが多数派ですから。その中で一番大事なのはそれぞれについてベストな案をつくって、最後一番やっぱり主権者は市民の皆さんですので、そこに最もいいものをわかりやすくできるだけ出していこうという努力は続けてやっていきたいと思います。

(松井大阪府知事)

今制度の話で比較対象という話が出てましたのでね。ちょっとはっきり申し上げて役所の制度で100点満点というのはありません。今よりもどっちがましかということをお皆さん方に決定いただくしかないんです。役所の制度で100点満点というのは、日本がアラブの国みたいに資源大国で、要は皆さんから税金をいただかなくても皆さんの希望される教育だとか福祉だとかそういうものをどんどん仕事としてサービスをやっていける、こうなのが納税者の皆さんから見ると、市民から見ると、そういうのが役所のどんな制度でもそれは役所として一番いい形だと思うんですけど、制度の話なので、日本はそういう形で資源がある国ではありませんから、役所が成り立っている、サービスが成り立っているのは全て納税者の皆さんとのバランスで成り立ってます。だから、これから人口が減っていく、少子高齢化になっていく中で役所の制度が重なり合うというところは見直していきませんかというのが我々の考え方なんです。もっと身近なところで物を決めていける制度のほうが、今の行政区の制度よりも我々はいんじゃないでしょうか。最終的には身近なところで区長を選び、区議会をつくって、自分たちの声が身近なところで予算編成に反映できるほうがより皆さん納得できるんじゃないですかというのが我々が制度を見直していきましょうよということなんです。だから大阪都構想にしても総合区にしても100点満点の制度になるんじゃないと思います。我々の問題意識は今の大阪市の24区の行政制度よりは合区をした総合区のほうがよりましたんじゃないでしょうか。それよりは自分たちで東京都のように区長を選挙で選んで区議会をつくるほうが皆さんの声を反映できる基礎自治体になるんじゃないでしょうかというのが我々が提案をしているところであります。だから全ての案についてできる限りの情報は公開します。100点満点になるということはないと。これは今から正直に申し上げておこうと思います。

(司会)

それでは引き続きご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。繰り返しになりますが、それでしたら2列目のこちらの方。

(市民)

総合区になった場合は大阪市は存続する。特別区になった場合は大阪市がなくなる。大阪市は政令指定都市である。政令指定都市はかなりの権限がある。予算もある。ほかの市が政令都市になりたいのに、それを返上して、大阪市の財源を、特別区になった場合は財源を府に渡してしまう。僕らは大阪市民であり区民であるから、大阪市の財源を一旦府に

渡してもうて、例えばこれをもっと大きくしたら大阪府の財源を全部国に渡して、それで国からまたもらうというような形に感じるんですよ。それでいつも東京と大阪を比較してるけれども、東京と大阪では規模が全然違うと思うんですよ。大阪に住んでると24区は東京の23区と同じような規模に錯覚するけれども、向こうの1つの区とこっちの1つの区では全然規模が違うでしょう。それで、ほかの神奈川などでも横浜が政令指定都市ですか。ほかの政令指定都市がある県で今の大阪みたいにこういうふうに総合区にしようとか特別区にしようとかと考えてる県はあるんですかね。

(吉村大阪市長)

横浜に関していえば、横浜自体が、これはなかなか実現できないんですけど、横浜市が言ってるのは、横浜市自体を1つの都道府県のようにしようと。特別自治市というんですけど、特別市構想というのを今横浜で議論してます。というのは、横浜は今政令市としてあるんですけど、神奈川県の中に含まれる横浜市という形になってるんです。横浜市の場合には大阪と違ってそこでほぼ全てのものが完結してるような状況なんです。横浜市というのは大阪市の倍ぐらいの広さがあるって、そして経済についても先ほどの地図で、横浜市はちょっと違う条件が出るんです。大阪市の場合はここから中心に発達して行って、どんどん外に広がって行って。それが外にはみ出ているような、そういった成長の仕方をしてるわけです。横浜というのはもともと東京を中心にして住宅地として発展してきた、横浜市自身が大阪市の倍ぐらいの面積があります。横浜市というのは大阪市の倍ぐらいの面積であって、事業所の規模についてもそこで完結してる。そうであれば、横浜市というのは横浜市自身が都道府県になったらどうかというような。二重行政がありますのでね。二重行政の抜本的な解消のためにもう一つの都道府県と同じぐらいになったらどうかというのは今横浜市で議論されてます。ただ、それは法律がないので実現可能性は物すごく低いんですけども、そんなことが起きてる。大阪市の場合は、やっぱり歴史的な成り立ちが違いますから、これは大阪市を中心に発達し、そしてこれがどんどん外に広がってる。非常に狭い範囲で大阪市だけでは完結できないような状況になってるとというのが大阪の特殊な事情だと思います。歴史的な経緯があります。大阪の全体の成長というのを考えたときに、大阪の経済成長に関しては、当然大阪市を中心に発達してきたから。過去の歴史は大事なんですよ。大阪市を中心に発達してきましたけれども、今の状況を見ると、この単位で、つまり大阪府の単位で全体の経済成長を目指したほうがいいだろうという、そういった状況にあると思います。ですので、じゃ、そういう都市のためにどういう制度があるのというので、今ある法律、大都市法という法律があります。大都市法という法律は結局200万人以上の大都市の場合、特別区を設置できるというような法律がある。この200万人以上の都市というのは名古屋と大阪と横浜しか今ないわけです。その中で横浜は特別区という制度よりも自分自身が都道府県になったほうが全て完結されてるからいいんじゃないかというような議論をされてる。一方で大阪市の場合は、これが単独に都道府県になったところで、当然これ経済広がってますので。物すごく小さいところで重なり合ってますので。そうであれば特別区という制度で、この単位で広域の経済成長をし、そして住民の皆さんはより身近なところで区切ってやっていくほうが適切だろうというふうに思ってます。

(松井大阪府知事)

今のお話なんですけどね。横浜と神奈川、これも政令市と都道府県あるじゃないかと。これは地域、地域の地理的条件でやっぱり変わるんです。どういう制度がいいか。今吉村市長が言うのはこういうことですね。隣に神戸市がありますよね。神戸市と兵庫県、二重行政で大きな弊害があるかといったら、ないんです。なぜか。兵庫県は日本海まで兵庫県なんです。これの端っこに神戸市があつて、ここで大体完結するんです、神戸市の仕事は。兵庫県は、神戸市のことは余り口を出さずに全体のことをやってるんですよ。大阪の場合は、地理的条件が真ん中が大阪市なんです。真ん中が。このど真ん中を抜いて成長の戦略はつくれないでしょう。地理的条件の中で。これを中心はずっと大阪は成長してきたわけですから。大阪市。この真ん中だけを抜いて周りだけで、じゃ、大阪成長するのというのも無理なんです。でも、大阪もこの中で全てが完結できるのかといったら、周りに事業所もずっと広がってきてるので、この中だけではパイが小さ過ぎるでしょうと。だからこの全体で大きな仕事は考えていきましょうよと。地理的条件がそういうふうになってるので、我々はそう思ってるんです。兵庫県と神戸も、神戸はこの端。兵庫県から見れば南の端っこのところで独立してやってる。兵庫県はこれを抜いた中の全体でいろいろ物を考えていけばいいという形なので、地理的条件も大きく違う。こういうことです。

(市民)

大阪市の場合は今おっしゃったように外へ広がっていってると。事業所が。それはいいことじゃないんですか。

(松井大阪府知事)

非常にいいことだと思います。ただ、現実にこの周りに事業所が広がったときに、この周り全体で大阪の成長戦略とか交通インフラとかいうことは、この全体で考えてあげないと、この事業所の皆さん、経済活動に支障をきたしますよね。先ほど吉村市長が言っていた高速道路もこの真ん中に向かってずっと今まで走ってきてるわけなんです。でもこれが環状道路というのがつながらなかったから、ずっと交通渋滞の緩和ができなかったんですね、事実。この環状道路はここを通るわけです。ちょっと出て。大阪市域からぼろっとこっちへ出るんです。そうなったときに、これまでの大阪府と大阪市の関係では事実として経済を成長させるための高速道路を、意思統一ができなかったのも、一切手つかずのままです。スタートできませんでしたよね。東京の場合は東京都という中でこういう道路は意思決定していきますので、これも完成して、今東京の渋滞については非常に緩和されています。羽田空港から都心部へはほとんど渋滞しなくなってきました。これは経済活動にとって非常にプラスです。でもこの計画は都がやってるんですよ。都が。でも大阪の場合は、これは府だけではできない、市だけでもできないんです。こういうものを決定する仕組みをつくっていきましょうよというのが我々の今、大阪都構想はこういうものを一元化して決定する役所の仕組みにしましょうというのが我々の案です。

(吉村大阪市長)

ちょっとさっきの地図もう一回出してもらって。大事な指摘だと思うんですよ。要は

大正時代とか昭和初期というのはここに全部集中してたんです。そのときであればこの大阪市域の話、特別区なんていうのは必要ないと思ってます。でも、ここから中心にどんどん発達して行って、どんどんこれが外に出てきてる。時代の流れとともに外に出てきてるという中で、時代がやっぱり大正のころ、昭和初期、高度経済成長期と比べて、時代とともに大阪の成長というのは変わってきてる。大阪市域という小さな範囲の中で大阪全体の成長というのをするにはふさわしくないエリアになってきてるということなんです。過去の大阪市域、そして大阪市役所が果たした役割というのは物すごく大事です、大阪市を成長させてきた。でもそれが今どんどん外に出てる。非常に小さな面積の中で大阪市と大阪府、二重に重なり合ってる状況の中で真ん中の成長もさらに進めていこうと思えば、この全体で成長戦略を判断できるような仕組みにしたほうが、むしろこのど真ん中も成長するだろうという考え方なんです。ですので今が大正とか昭和初期だったらこの特別区というのは要らないと思いますから。これがどんどん広がってきてる。東京はこれでやってますけど、確かに東京の経済規模と比べても大阪はまだまだ小さいですけども、その次の時代に今突入してるんじゃないかなというふうに思います。

(司会)

ちょっともう時間のほうがそろそろまいりましたので、あとお一人で最後にさせていただきたいと思いますので、ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは左のブロックの後ろの列の方。

(市民)

一昨年の住民投票がありまして、賛成が69万ですか。その中の方でも大阪市は残しておいて、また別の案をつくっていただいてこれ以上発展するのを望むという方がその中に何%かはいらっしゃると思うんです。皆さんが全部合区で賛成されたんじゃないと私は思っております。だから、今おっしゃったように外のほうに向かって、府のほうに向かってせないかん行政はそれなりに二重行政でも構わないというような制度をつくっていただけたら、大阪市はそのまま存続するんじゃないかなと思うんです。130年ぐらい大阪市が栄えてきております。今はちょっと衰退ぎみか知りませんが、いろんな財産が大阪市にはいっぱいあると思うんです。一緒になってしまうとその財産はどこに行ってしまうのかなとすごく心配するんですけどね。だから合区もいいんですが、もっと、二重行政でどうしてもやめないかん部分はやめていただいて、二重行政でも構わないという部分を残しておいて、このまま行くという方法を選んでいただけたらなという意見です。

(司会)

ご意見ありがとうございます。時間に限りがございますので申しわけございません。ご意見、ご質問は以上とさせていただきます。

それでは、意見募集・説明会終了に当たりましてお願いとお知らせを申し上げます。本意見募集・説明会は、他の会場の説明会もインターネット中継・録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご意見を聞きたいという方はご利用ください。

なお、お配りした意見用紙は会場出口付近で回収いたしますが、1月31日火曜日までは

区役所窓口等でもお預かりいたしますので、ぜひご意見や感想を記入していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれもちまして意見募集・説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。